

改正

平成20年9月26日告示第54号

平成24年6月19日告示第35号

令和3年6月24日告示第78号

益城町成年後見制度に係る町長による審判請求手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町長が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合における手続等を定めるものとする。

(審判請求の対象者)

第2条 町長による審判請求の対象者（以下「本人」という。）は、次の各号のいずれかの状態にある者とする。

- (1) 本人が、認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるため、判断能力が不十分で、日常生活を営むことに支障がある者
- (2) 本人が、認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるため、判断能力が不十分で、家族等から虐待を受け、又は無視されている者
- (3) その他町長が必要と認める者

(審判請求の考察事項)

第3条 町長は、審判請求を行うに当たっては、次に掲げる事項や関係機関等の意見を総合的に考察し行うものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力の程度
- (2) 本人の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人保護の可能性
- (3) 本人又は親族等が審判請求を行う見込み
- (4) 審判請求が、本人の福祉の向上につながる可能性

2 前項の結果、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、審判の請求を行わないものとする。

(審判請求の要請)

第4条 次に掲げる者は、住民基本台帳の記録の有無にかかわらず、実際に本町に居住している者が、審判請求を必要とする状態にあると判断した場合は、審判請求の要請を行うことができる。

- (1) 民生委員
- (2) 本人の日常生活の援助者（親族以外の者（社会福祉法人等の職員を含む。））
- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設の職員
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設の職員
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員
- (7) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の職員

2 前項の審判請求の要請は、益城町成年後見制度に係る審判請求要請書（様式第1号）により行うものとする。

(調査の実施)

第5条 町長は、前条第1項に掲げる者から審判請求の要請があった場合又はその他必要があると認めるときは、本人と面談し、第3条各号に掲げる事項について調査を実施する。

(審判請求の決定)

第6条 町長は、審判請求の実施に当たり、関係機関等の意見を踏まえ決定することとし、決定後、速やかに審判請求の要請をした者に対し、決定又は却下について、益城町成年後見制度に係る審判請求要請決定（却下）通知書（様式第2号）により通知する。

(審判請求の手続)

第7条 町長が行う審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第8条 町長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第9条 町長は、前条の規定により負担した審判請求費用に関し、本人又は関係人が負担すべき事情があると判断した場合は、負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対して行い、当該命令が

されたときは、本人又は関係人に対して当該費用を求償するものとする。

(審判前の保全処分)

第10条 町長は、本人の状況を考慮し、緊急を要する場合において必要があると認めるときは、家事事件手続法第126条第1項(第134条第1項及び第143条第1項において準用される場合を含む。)の規定に基づき審判前の保全の申立てを行うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月26日告示第54号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年6月19日告示第35号)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (令和3年6月24日告示第78号)

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

益城町成年後見制度に係る審判請求要請書

年 月 日

益城町長 様

成年後見制度に係る町長による審判の請求手続等に関する要綱第4条の規定に基づき次のとおり要請します。

要 請 者	所 属・職 名			
	住 所			
	氏 名	印	性 別	男・女
	生 年 月 日	年 月 日	年 齡	歳
	電 話 番 号			
審 判 請 求 を 必 要 と す る 人	住 所			
	氏 名		性 別	男・女
	生 年 月 日	年 月 日	年 齡	歳
	電 話 番 号			
親 族 の 状 況				
心 身 の 状 況				
生 活 の 状 況				
収 入 及 び 資 産 の 状 況				
備 考				

第 号
年 月 日

（要請者）

住 所

氏 名 様

益城町長

印

益城町成年後見制度に係る審判請求要請決定（却下）
通知書

年 月 日付けで要請のあった審判請求の要請については、成年後見制度に係る町長による審判の請求手続等に関する要綱第6条の規定に基づき下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 審判請求を必要とする者

住 所

氏 名

生年月日

性 別

2 却下の理由